

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) 美幌中学校いじめ防止基本方針策定の目的

美幌中学校いじめ防止基本方針は、いじめの防止及び解決を図るための基本的事項を定めることにより、いじめ問題に対して教職員・生徒・保護者が相互に協力しながら子どもの健全育成を図り、「いじめをしてはならない」という気持ちを醸成させ、いじめのない学校を目指すものである。

(2) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

児童生徒等が特定の児童等を心理的又は物理的に攻撃する行為（作為であるか不作為であるかは問わないものとし、インターネットの利用その他直接に対面しない方法により行われるものを含む）であって、当該児童生徒に心身の苦痛又は財産上の損失を与えるものと認められるもの。

※いじめにより、次のような疑いが認められる場合、これを「重大事態」という。

- 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い。
- 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い。

(3) いじめを防止する基本的な方向性（本校の方針の重点）

①いじめの未然防止

- ◆居場所づくり、自己有用感の育成、人間関係づくり、コミュニケーション能力の育成
 - いじめを許さない風土、学級づくり
 - 情報モラル教育
 - 「わかる授業」「思考判断表現を中心に生徒が主体的に参加する授業」
 - 相談活動の充実（教育相談員との連携）
 - 生徒活動の充実（いじめ根絶への運動）

②いじめの早期発見・早期対応

- ◆教育相談活動の充実と定期のアンケート実施
 - 日常及び定期の教育相談（傾聴・生徒理解など）
 - 定期アンケートの実施（いじめアンケート結果や生徒理解ツール（QU）の分析結果の活用）

③いじめに対する適切な処置・措置

- ◆関連諸機関との連携
 - 生徒保護者との信頼関係の確立
 - 組織的な対応の徹底
 - 専門機関、警察署等の関係機関との連携

2 いじめ防止対策のための組織

(1) 設置・構成

- ・「生徒指導委員会」をこのための組織にあてる。構成員は、教頭・生徒指導担当者（各学年1名）・養護教諭
- ・必要に応じて美幌町教育委員会の教育専門相談員及び不登校問題相談員の参加を求めることとする。

(2) 役割

- ・いじめ事案に対して中核となり、組織的な取組を展開する。
- ・いじめに関する情報収集、記録、対応の際の役割分担等を行う。
- ・重大事態発生の際には、中核となり調査を行う。

3 いじめの未然防止および早期発見のための取組

(1) いじめの防止

いじめはどの子にも起こりうるという事実を踏まえ、未然防止に向けて、生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行い、「だれもが安心して、豊かに」学校生活を送ることができるようにする。

- いじめを許さない風土づくり、いじめを許さない学級づくりに努める。
- 「わかる授業」「思考判断表現を中心に生徒が主体的に参加する授業」
 - ・規律ある授業
 - ・学び合いと主体的に参加できる授業づくりを行う。
- 相談活動の充実
 - ・家庭訪問のあり方を確認し、情報の収集・共有の場としていく。
 - ・教育相談の内容充実を図る。
- 生徒活動の充実
 - ・あいさつ運動の促進。
 - ・教育活動全般を通して生徒が自己有用感を得られるよう、計画の配慮及び運営を図る。
 - ・学校行事（運動会、学校祭）校外学習（修学旅行、宿泊研修、登山）体験学習（職場・学校訪問）等における自主的な企画運営の推進。
- 人権教育、道徳教育の充実を図る
 - ・特別の教科「道徳」等を通じて、思いやりや人権モラル意識の向上に努める。
- 情報モラル教育の推進
 - ・関係機関との連携（PTA・警察・他）

(2) いじめの早期発見

些細な兆候であっても、疑いをもって早い段階から複数の教員で的確に関わり、いじめの早期発見に努める。日頃から生徒との信頼関係を構築するとともに、教員相互が積極的に情報交換を行い、情報を共有していく。

- いじめを見逃さない教職員の意識向上と体制づくりを推進する。
- 定期で教育相談を実施するとともに（11月）、日常的教育相談に努める。
- 定期的なアンケートを北海道の取組と連動して行う。（7月、11月・必要に応じた調査等）

(3) いじめに対する措置

いじめを認知した場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことを主眼に置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- 生徒指導委員会を核として、組織的な対応を徹底する。
- 速やかに事実確認を行い、被害生徒及び保護者への支援、加害生徒及び保護者への指導・支援を行う。
- 集団全体への指導・支援を適切に行う。
- 状況、ケースによっては専門機関、警察署等関係機関との連携を適切に図る。

4 重大事態への対処

(1) 発生時の報告

○重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。

(2) 調査・報告

○生徒指導委員会を核として、直ちに対処するとともに、再発防止も視点においた調査を実施する。

○さらに、その調査結果を教育委員会へ報告する。

(3) 生徒・保護者への報告

○いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を適宜・適切に報告する。